

第六十一回国会 大蔵委員会 議 録 第三十号

昭和四十四年五月十六日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 金子 一平君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 竹本 孫一君

理事 伊藤宗一郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 笹山茂太郎君

理事 辻 寛一君

理事 本名 武君

理事 吉田 重延君

理事 井手 以蔵君

理事 佐藤觀次郎君

理事 広沢 賢一君

理事 春日 一幸君

理事 田中 昭二君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

大蔵省国際金融局長

委員外の出席者

外務省アジア局

外務省第一課長

外務省条約局長

約課長

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

本日の会議に付した案件

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第五五号)(参議院送付)

○田中委員長 これより会議を開きます。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 ただいまの租税条約に伴う税法上の特例に関する法律案について、若干質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、いままで各条約は、相手国との間に締結をされた段階において個別に特例法を出してきたわけであり、それが今度はもう十五の多きに達したというように、また、OECDにおいて租税条約に伴うそれぞれの措置等についていわばモデルができた。また、それぞれの特例法が非常に定型化されてきたというように、とで、今回これを一本の特例法にまとめよう、というところが税制の簡素化という道にも通ずる。

こういう点は私も理解ができません、わかるわけでありませんが、そのなりやうで、ここでこの問題を討議すれば、あとの条約が出た場合等においても本委員会において法案として出されてこないというように、なると、これから日本の経済も貿易自由化の段階から資本取引の自由化の段階というように、迎えて、経済交流というやうなもの、国際的な立場において非常に密接にしかも発展をしていくというところで、はたしてそういう場合に、この国際経済の交流というやうな問題と非常に関係の深い租税上の取り扱いと

いうやうなものが、本委員会の論議の対象からはずされる。また日本の場合も、世界で国をなすものは百二十カ国をはるかにこえているという状況で、これからどんどん経済の交流が進み、相手国の数もふえてくるだろう。そのうちまだ十七しか条約がないという段階、さらにそれが何十カ国にもふえてくる可能性というものが将来の見通しとして十分あると思う。そういうことを考えますと、き、それぞれ租税の取り扱いについて条約が結ばれ、さらにそれが、この一本の法律をこえて通したあとはこの委員会にかかることもないということでは、本委員会の役割というやうなものからいって、やはり一つの心配が残るというやうな気がいたすわけであり、

そういう点について政府は、大蔵省はどういうように考えておられるのか、この点まずひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 御指摘のとおり、従来は租税条約が外務委員会にかかり、同時に、それらの特例法が大蔵委員会にかかってまいったわけでございます。それに関連をして租税条約の内容そのものについても御審議をいただくような結果になっておりました。そういう機会が、今後条約の特例法を個別に提出しないことになると、形式的には確かに特例法の提出はないことになり、すけれども、条約を結びました際には、外務委員会に条約を提出いたしますと同時に、大蔵委員会にも何らかの形で条約の内容を御説明をいたすようにいたしまして、条約そのものについての必要な御審議はいただけるように措置してまいりたいと考えております。むしろ問題は条約の内容でございまして、この特例法自体はほとんど形式的なものでございまして、そういう面からはむしろ必要に応じて条約についての御質疑をいただくこと

いうことで解決をしていただけたらいいか、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 いま御答弁なさった点は、当然そういうことでやってもいいという希望を強く表明するわけですが、それと同時に、むしろ問題はこの条約自体にある、なるほどそうであろうと思ひます。経済の関係というものは非常に高度化し、複雑化し、またいろいろな局面というものが出てくるだろうし、そういうものはやはり条約に反映されてくると思う。そういう場合に、いまわれわれがここで審議しようというこの一本の特例案だけでカバーしきれない事態というものはあるのではないかと。税制も経済の変化とともにいろいろそれぞれの国で進歩発展を遂げるものである。そういうものが個別の条約に反映されてくる。この特例法一本ではなかなかカバーしきれぬというやうな場合には、いま審議している特例法そのものを改正するということも当然あり得ることだと思ひわけであり、そういう点でこしはばらくの間において、これは二、三年と切ってもいいし、五年と切ってもいいのですけれども、その程度の先行きの見通し、それからその間に締結される条約案、このようなものを、そのくらいの時点まで切ってみてこの特例法で大体カバーしきれぬのだ。あと何カ国が現に交渉中のものである、そういうやうなものを含めまして、この法律で当分やっていけるのだ、改正の事態というやうなものはいいところ想像されないのだというやうな見通しでございませうか。

○吉國(二)政府委員 現在この国会に審議をお願いしております四条約案のほか、条約交渉を行なっております国々が幾つかございまして、また将来、少なくとも早期に条約を締結する必要があると思はれる国々も幾つかございまして、それらの国との条約の内容をこの法律をつくるにあたりま

してもいろいろ検討いたしました。現在予測いたしております租税条約の形といたしましては、この特例法で十分カバーができるという見通しでございます。ただ将来、非常に税制自体も変わってくるというところは考えられますけれども、現在のOECDのモデルを中心とした当面の租税条約につきましては、この特例法でカバーし得るという見通しでこれをつくったわけでございます。ここ数年間は、御指摘のようにこの法律に特に改正を要する事態は起こらないといまのところ予測いたしております。

○広瀬(秀)委員 それはいまの段階での予想であります。重ねてお聞きいたします。今度の特例法、さらにいままでの十五の各条約別の特例法、こういうところで、前の個別の特例法の場合には、たとえば定義というものにつきましてもかなり詳細な規定を設けておいたわけですね。たとえば今度の場合は租税条約というものはどういふものであるか、相手国の居住者の定義であるとか、限度税率という三つくらいに非常に限定されている。しかし、たとえばノルウェーとの条約等ではいろいろ定義があるわけでありまして、その中には、「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、「云々」とか、まあそれはそれでいいのですが、恒久的施設というものの定義の定義というものは全部ございませぬが、これは条約を見ておいたのです。いままでのあれを見ただんですが、たとえば固定の施設というものはどういふものかという点について、この定義なんかも前に出ておられたように思うのです。これは必要ない、どういふ角度でそういうことが言えるのかということについて伺いたい。

○吉國(二)政府委員 恒久的施設その他につきましては、定義は条約そのものにいたしておりますので、実施に伴う特例法では従来も別に定義をいたさず、それを受けておりますので、その形といたしましては従来と変わりがないことになっております。

○広瀬(秀)委員 それはそれでけっこうです。私も条約のほうでの定義と税法のあれをいまちょっと間違いました。定義の問題はそういうことではないとして、この特例法では前からそうすけれども、配当、利子、使用料といういわゆるロイヤルティーというものの、さらに地方税というようにものだけが想定されたような書き方になっているわけですね。それだけではたして二国間における二重課税の回避とさらに脱税の防止という目的というものが将来とも達せられるか、そのほかの税については全然考えなくていいのかどうか、そういう点。これはいまでも確かにそういうことであつたけれども、そういう二重課税を回避する、あるいは脱税を防止するということについて、あとの税の問題については必要がないのかどうか、将来ともそういうことなのかどうか。

○吉國(二)政府委員 この特例法におきましては、条約そのものでは直ちに課税が決定できない部分を補足しているわけでございまして、御指摘のように、投資所得につきましては、相手国の現行税率をお互いに制限するという立場で協定をいたしております。たとえばわが国では投資所得に対しては、原則として二〇%の税率を使っておりますが、それを一五%以下とか一〇%以下ということにきめております。ところが、条約といたしましては、一五%、一〇%ときめますと、今度は国内法で特殊な理由で特別措置などをしていまして五%などというものが出てまいりますと、かえって条約に縛られて一五%なり一〇%の条約上の税率を使わなければならないということがございまして、一五%以下、一〇%以下という制限のしかたをしております。そういういたしますと、論理的に申し上げますと、国内法でなくて、それを何々以下に制限するという条約だけでは適用税率がきまらないという問題があるわけですね。国によつては二〇%の税率があるところを一五%以下に制限するといえ、当然特別の規定がなければ一五%という解釈をしているところもございまして、わが国ではやはりその場合、国内法で適用税率を一五%の範囲内で定めなければならないというふうな手続が要するように解釈しております。従来から特例法を出しまして、一五%以下と書いておるときには一五%を使うというものを別に書いておるわけでありまして、そのほか事業所得でありますとか一般の所得につきましては、条約上規定しておるものがすべてそのまま国内法に優先して適用されるという結果になりますから、特にこの特例法で書く必要がなくなつておるわけでございます。

また、わが国の国内法におきましては、非居住者の課税につきまして特別に章を起しまして、そこで恒久的施設の意味と課税の範囲等をきめておるわけでございまして、その中に、たとえば所得の源泉地についての規定がございまして、この源泉地については、条約の規定があつた場合にはその規定されたところによるものとするというふうな規定、あらかじめ条約を取り入れるような規定を置いております。

したが、いままで、こういう税率をきめる関係以外の部分につきましては、条約そのもので国内法が当然修正されるという形で動きますので、そのために特例法では投資所得だけが中心のような形になっておりますけれども、これが租税条約としては国内法との関係で手当てを要する重要な部分であるということになっておるためのものでございまして、したがって、ほかの部分分は特に国内法に抵触しても国内法に優先いたしますから問題はない、かように考えております。ただ、新しい所得種類とか何かが出てまいつた場合を考えますと、場合によつては将来そういう部分についても法律を改正して一部直す必要があるかもしれないが、いまのところの租税条約の形ではそういうことは現在予測できませんので、当分はこの形でまいると考えていただいていいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 いままでの個別特例法では、制限税率というふうなものも特別に定めておいたはずですね。ところが、今度の法案の中ではそういうものを出していないわけですね。こういう点についての関係というのは一体どういうように措置されておるのですか。

○吉國(二)政府委員 従来は個別の特例法がございまして、その条約できまつておりました最高限の税率を引用して一五%とか一〇%とかいっておりましたが、基本的には国内法の税率のほうが高いという前提でございまして、したがって、制限をつけた税率をもつて条約上の税率としようという基本的な考え方を前提にいたしております。したがって、今回は統一法でございまして、それぞれの制限税率が違つておりますから、今回は特に定義で限度税率というものを設けました。限度税率というものは、各条約において定められておる制限税率をいうのであるということとを定義いたしました。従来一五%とか一〇%とかいふ具体的な数字でいっておりましたものを、限度税率をもつて税率とするという形に置きかえました。それですべてを総合することにしたわけでありまして。

○広瀬(秀)委員 この一兩年といひますか、特に一九六八年あたりから株式市場に外人の投資が非常にたくさん出てきた。むしろ今日の株高といふのはそういうものが大きく貢献しておるのではないかと、おそろしく外人の株式取得というものが十五倍以上になつておるのではないかと。売りだけを見れば六億ドルくらい出ています。差し引きしても、売り買い相殺しても三億ドルくらいは、むしろそれ以上増加をしている。こういうふうなことで、今日そういう大きな問題があるわけでありまして、また、租税特別措置法等で問題にいたしました利子配当所得等について、特別措置は徹底的の時期に来ていふようなことをいっておるわけでありまして、そういうふうなことになるかと、やっぱり二〇%という本則にかりに戻つたといひますれば、それぞれの国の配当等にかかる限度税率といふものが、ちょっと見てみますと、大体一般配当は一五%というのが非常に多い。オーストリアが

二〇%ということなんです、そのようなことになりますと、これはやっぱり現実的に外人投資家というものがその適用を受けることになって、日本の法人あるいは日本の投資家から見れば、外人に限度税率が適用されるということで具体的にそのメリットが出てくる、こういうように考えられるわけですね。そういうように理解していいわけですか。

○吉國(二)政府委員 この租税条約におきまして、投資所得について制限税率を設けております。趣旨は、本来個人、法人等の二重課税による負担増加を調整するところにあるわけでございます。現在の世界各國の税制、それぞれ違っておりまが、大体基本的に申しますと、自国内に本店の所在する法人であるとか自国内に居住する個人については、自国内の所得だけではなくて海外に渡って事業した場合の所得も全部総合して課税をする、これは当然取るたてまえです。同時に、その同じ国がほかの国の居住者なり法人なりが自分の国へ来て活動していれば、少なくとも自分の国での活動によって生じた所得は課税するというたてまえをとります。これは相手国を考慮せずに国内だけを考えた場合には当然のことでございますが、同じ立場の国がよそにありまして、その国から人が参つたりこちらから人が参つたりいたしますと、どうしてもその国にまたがって仕事をしましたものは本國の税率による總体の課税と、相手國の税率による部分的課税とが重複するわけでありま。そうしますと、国にまたがって仕事をした場合にその分だけ重くなる、それを調整するための措置でございます。したがって、日本ではたとえは利子について一〇%というような軽減税率を使っておりますが、これはなぜこのような低税率を使うかと申しますと、わが國に貸し付け金をしております場合にも、自己資金だけでやっている場合とは限らない。たとえば他から資金を集めまして投資している場合があるわけでありま。そういたしますとその収益率というのは、たとえばかりに二〇%差益がある、それに対してしま

て源泉徴収でグロスに対して一〇%の課税を受けますとそれだけで五割の税になる。投資所得に対しては五割の課税になってしまします。日本の場合でございますと、法人税が三五%でございますから、これがもし二重課税を受けた場合に、かりに外国税額控除をしてやりましたも一五%以上は引き切れないという結果になる。そういうことから投資所得につきましてはできるだけ低くしようというものが、全体の國のお互いの話し合いでございます。

したがいまして、国内の課税の場合の租税特別措置による軽減税率とは性質が違ひまして、これは日本であつたとき低く課税されても、本國ではそれに対して本國の税率が適用になっておりますから、そのそれぞれの投資家については、この条約による制限税率があるために国内で投資するよりも得になるという結果にはならないわけですが、そういう意味では、かりに国内の源泉徴収税率が二〇%に上がりましても、それによるはね返り効果というものはそこからは出てこないというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 その問題をたとえばアメリカからアメリカに例をとって、アメリカの企業があるいは個人が日本の証券市場に投資をして配当を受ける。それは当然向こうに居住しておる人の場合です。アメリカに居住する者、日本の税制からいへば非居住者、そういう立場で一定の配当所得があつたという場合に、向こうで所得があるものとこの関係で向こうの税制を適用される。こちらでもここで配当を渡すときに源泉徴収もやるわけですね。だから、そういう具体例をとってちよつといまのところをふんぬるにわかりやすく説明してもらいたい。

○吉國(二)政府委員 かりにアメリカから日本に投資をいたしたといたします。それによつて配当を——配当は配当控除や何かがあつてちよつとややこしいと思ひますので、利子で申し上げま。かりにアメリカの金融機関が日本に貸し付けをいたします。そして利子を受け取つたといひま

す。そして銀行預金の預金コストが七割ぐらゐと假定をいたします。そういたしますと、その三割の利益に対してアメリカでは現在四八%の法人税が課税になるわけでございます。これは日本の国内に貸したものに對する利子に對しても四八%かかるわけでありま。それに対して、今度日本ではその貸し金の一〇%に對して一〇%の源泉徴収をいたしますから、そこで所得に對しては三三%の税が追加して課税になるわけでありま。この三三%の税はアメリカで四八%すでにかかつておるところへ三三%かかるわけでございますから、それで八〇%以上の負担になつてしまつたわけでありま。しかし、それは条約によりまして、日本で課税した分はアメリカの課税の範囲内において控除を受けることができますから、そこでその三三%に相當する税は日本における貸し付け金の利子に對する四八%の課税から引いてもらへるわけですが、そこで三三%を国内の四八%から引いて国内の課税は一五%に軽減されます。それと日本国内の三三%と合せてちよつと国内の四八%になるようにする。もしこれが日本で所得に對して四八%以上になるような課税、かりに二〇%の源泉徴収にいたしますと、資金コストが七割であるとなれば、その所得に對する課税は六六%になるわけでありま。その場合にはアメリカではアメリカの国内税法による限度額しか引きませんから、そこで六六%全部は引いてもらえないで四八%引いてもらうだけで、一八%だけは引き切れずに残ります。そのために一八%だけが四八%に加つて実は六六%の課税になる。その場合にはアメリカ国内で投資したよりも日本で投資したほうが損だということになる。そういう関係もございまして、利子所得につきましては一〇%程度の税率を使うというものが、いま國際的に一般化しておる状況でございます。

○広瀬(秀)委員 国税庁おられると思ひますが、日本における外国人商社あるいは外国人、こういうものに対する課税の実態といひますか現況、こういうものについて一休外国人の投資筋が、たとえば配当所得なら配当所得についてどのくらい日本國として徴税実績があるか、こういうようなことが数字的にわかりま。○大島説明員 外国人に對する課税、大別いたしまして源泉徴収が適用になる分とそうでない分がございま。まず法人税源泉徴収適用のない部分について申し上げます。昭和四十二事務年度、統計がちよつと古くなつておりますが、外國法人数が七百二件ございま。これにつきましての課税状況は、処理をいたしました法人、つまり更正をするとか、あるいは是認をするとかいうような税務上の処理でございますが、この処理をいたしました法人の申告額は百六億、それでこれにつきまして調査をいたしまして更正をした増差額が所得にいたしまして三億三千万、切り上げまして三億四千万になつております。税額にいたしまして一億余りの増差税額ということになつております。それから、次に個人関係でございますが、四十二年分の所得税につきまして申告をいたしました件数が、これは税額のあるものだけに對して申し上げますと三千五百九十四名、これにかゝる總所得金額が百十三億ございま。これは源泉分と申告分とが重複いたしますので、税額については両方が入つてゐるわけでございますが、三十一億の税額ということになつております。それから、そのほかに総合した申告のない源泉だけの分があるわけございまして、この分は、人員は事務上の性質上明確には出てまいりません。たとえば源泉徴収が同一人について二回、三回と行なわれるようなことになつてまいりますので、人員は正確な数字は出てまいりません。税額についてだけ申し上げますと、同じく四十二年度分につきまして百六十二億の徴収税額ということになつております。

○広瀬(秀)委員 今度の法案によりまして、相互に相手國の租税の徴収というふうなことに對して條約上の義務を負う。こういうふうな問題について、相手國の租税の徴収を、相手國からこういう

企業について取ってみたいというようにことを要請をされれば、当然それに応じなければならぬ、またこちらからもそういう場合もあり得る、こういう点はいままでも実例はございますか。

○吉國(二)政府委員 現在設けております徴収共助の規定は、租税条約の実施の上において条約を利用して税を免れたというような場合、租税条約を適正に実行した場合に課税が生じた場合の徴収共助だけに限っておりますので、現在までは実例はございません。

○広瀬(秀)委員 先ほど冒頭にも申し上げましたように、これからまだまだたくさんこの国とこういうものがない場合には非常に不便を来す。また、日本企業の進出等についても問題になったり、あるいは外資導入といいますが、資本取引の自由化というような問題等についても問題が生ずるといふようなことで、これからかなり二重課税防止に関する条約が結ばれる可能性というものは相当大いだろうと思うのです。数年前に韓国の問題がありまして、当時の主税局長も韓国に行かれた。しかし、これはどうにも向こうのかまえ方というようなこともあり、また、税制も非常に混乱をしておるといふようなことからできなかった。

国際金融局長も来ておりますから、韓国に対して日本の資本がいまどのくらい進出をしておるか、また、韓国における日本企業の活動といううなものがあるのかというのを聞いてみたいわけです。

それと同時に、主税局長からは、特に日韓間の租税条約締結の可能性、そしてまた現実はどういう状態である—おそらく日本の商社がかなり不利な扱いを受けているのではないかとと思われるわけですが、現況についてひとつお聞きをいたしたい。

○村井政府委員 韓国に対する日本の投資は、御承知のように韓国との間の経済復興といいますが、正常化というものが比較的最近行なわれた関係もございまして、いわゆる進出企業というものは現在のところ四件程度であると承知いたしてお

ります。そのほかにも融資等で若干の相手国企業に対する融資が行なわれておりますが、これも金額にいたしましてさしたるものではない。むしろ投資環境が今後整備されていくに従いまして、これから累増していく傾向にはあるかと思ひますが、現状ではさうな状況でございます。数字的に申し上げますと、投資といふかっこうで出ておりますのは、先ほど申し上げました四件程度というもののについて申し上げますと、百万ドルに満たないという状況、これは出資金額でございますが、さうな状況でございます。

○吉國(二)政府委員 韓国に進出してあります商社に対する課税問題というのは、昭和三十九年に韓国側で従来課税が明確になっておりませんでしたのを、法人税、営業税につきまして適及的に課税をしております、その点がひとつ、それからその場合にかなり高い所得認定率を使ってきたこととで非常に騒ぎになったのは御承知のとおりでございます。その後さらに個人所得税につきましても課税の問題が起こつてまいりました。それから従来いゆる協定によつて借款をしておりましたものには課税をいたしておりませんでした、いわゆる一般的なプラントの輸出についても課税問題が起こるといふようなことが次々に出てまいりました。これが非常に大きな問題になりました、日韓閣僚会議等でも議題になったわけでございます。

ここで問題の点は、一つは、いろいろな租税行政の問題もあると思ひますが、所得認定が非常に多いといふこと、それが実態に合っていないといふような課税上の問題と、第二番目は、韓国の租税制度自体がかなり非居住者に対しては課税範囲を広くしているといふこと、この二点にあると思ひます。

前の問題は、その後いろいろ大使館等を通じ折衝をいたしました結果、漸次認定率についても一つの考え方がはっきりいたしてまいりましたし、為替換算比率の使い方等についても基準ができてまいりまして安定をしております。商社とい

たしましては、始終課税の基準が変わるといふことが非常に困るわけでございます。そこで実際の課税についての重さの問題は別といたしまして、課税の基準がだんだん安定してきたという点では一応の解決がついておるわけでございますが、第二番目の課税範囲が非常に広いという問題は、これはどの税法でもさうでございますが、国内税法としては課税範囲をかなり広く取り込んでいるのが通例でございます。わが国でも、たとえば輸入されたものについてはこちらに恒久的施設がある場合には、その所得計算については、向こうで購入した商品を購入してきた場合には、その差益を計算する場合に、コストは現地の取得価格ベイスでやるといふような見方を税法上はいたしております。これと同じでございます、韓国ではそれがまたもう少し広がっているわけでございます。これは国内税法ではいかなる形をとつてもこのつけようがないわけでございます。国際的な交流をする上においてそれが結局障害になっているという点から、各国お互いに経済条件を考えたがら租税協定をやつて自己制限をやる、それによつて二重課税が起こらないようにすることに

よつて経済交流を進展させるといふのがいまの姿でございます。

そういう点では、第二番目の問題は、どうしても租税協定をしてそれによつて課税範囲を明確にし、また制限をしていくよりほかに方法がないわけでございます。そういう観点から数回にわたつていままでも協議を続けてきております。かなり歩み寄つてはおりますが、何と申しまして経済交流が一方的でございますだけに、現在の課税から見ますと、国際的な常識的な線まで一挙にまいりますと、韓国側の歳入減といふのは非常に大きなものになりますので、その点からなかなか先方としても一時にそのような国際的な水準までの協定はしにくいという問題もございまして、それらのことから現在なかなか話がまとまらずにおります。こまかい、一部の点を除いてはかなり煮詰

まっておりますので、できるだけ早く結論に到達したいということで努力している次第でございます。

○広瀬(秀)委員 まあ韓国の立場としては、日本から資金はどんどん導入をしたい。しかし、外交的にはさういふ立場をとりながら、税制面においてはちつともわけのわからぬようなことばかり言ふといふようなことは、非常に問題があるだろうと思うのです。これはしかし、主税当局の租税だけに限った問題ではないし、これは外交問題でもあるだろうから、この点についてはどういふ言ひをせんけれども、しかしさういふ形において、資本はどんどんほしいけれども、それに対する、いわゆる俗なことばで、目のあいた気持ちでさういふものを処理するといふ態度に欠けるということ、やはり非常に問題があるだろうと思ふわけでありまして、この問題についても日本の側が非常な不利益な扱いを受けることのないようにこれは十分やつていただきたいと思ふわけでありま

す。

その点について、韓国自身の財政の問題あるいは経済発展の段階、さういふようなもので、なかなかむずかしい問題は当然あるだろうと思ふわけですが、現状における韓国との間における租税条約の締結という見通しについては、どういふようにとらえられておられますか。

○吉國(二)政府委員 私どもが条約の下地をつくります場合、いろいろ問題がございまして、日本立場といふものは非常に微妙な点は確かにあるわけでございます。たとえば、すでに最も進んだ国々、アメリカ等に対しては、わが国がやや韓国に似たような立場にあるわけでございます。つまり資本の流入があり、経済の点ではむしろ向こうの経済の流入のほうが大きい、経済的な力の流入が大きいという点、さういふ点から申しますと、OECDのモデル条約においても、投資所得等につきましてはわが国はまだ制限税率について留保いたしておる段階でございます。同じような問題は、開発途上国との間の条約になります

と、今度は逆に、日本がアメリカにとつていふと似たような立場が日本にとつてとられるわけであり。たとえば投資所得についてはできるだけ軽減はしたくない、投資所得についてもわが国の中で活動している人だから、取り分はなるだけ多いほうがいいという立場をとつてまいりました。すでに御承認を願いました条約の中でも、たとえば利子所得などにつきましては制限規定を設けず、に双方の国内法だけでやるといふようなことで、利子についてはついに制限した税率を設けないで済んでしまつた条約も幾つかございます、インドとかその他の条約。そういうことでございますので、やはりできるだけ条約にのせて合理的な解決をはかつていくにいたしましたが、わが国と相手国との経済的な立場というものを考え、一律の姿ではかえつて条約の締結ができない場合には、少なくともいまの条件よりもより合理的であり、また少なくとも条約をつけた限りは安定した課税が行なわれるというところをねらつて条約を締結する立場をとらざるを得ない場合もあると思ひます。

したがいまして、今後韓国だけではなく、東南アジア諸国との条約を進めます場合には、先進国にないような規定を置いて、それによつて全体としての租税条約を進めるといふことも考えざるを得ない。それがいま開発途上国との条約の中にあるタックス・スベアリングというようない規定があります。この規定は、相手国が経済何年計画というやうなことで重要産業については数年間税を免除しているというやうな場合がございします。いまの条約でございしますと、相手国で課された税をこちらで控除するといふことにしておりますので、相手側が課すべき税を免除してありますから、その分はそつくりこつちで控除できなくなりますが、相手国がせつかく免除したのに日本が全部それを取つてしまふという結果になります。そうしますと、相手国が特別措置をやつた効果がなくなりますので、非常にこの条約の締結がむずかしくなるわけであり。わが国としては

ドイツに次いでこのタックス・スベアリングという制度、つまり相手国が特定の経済目的で租税を免除した場合に、その免除した部分は相手国で払つた分とみなして税額控除するといふやうな制度を導入したしまして、これらの国には対処しているわけでございます。これについては国際的な二つの説がございまして、それは不当に相手に利益を与へ過ぎるという考え方もございしますが、開発途上国の立場を考えた場合には、そういう措置をとらなければ条約自体が締結できない、その結果いろいろな点で経済交流にお互いに混乱を起すといふことになりまして、この方法を日本はドイツ等と一緒に踏み切つておるのでございします。

そういう点を考えますと、韓国についても先進国型の条約を無理に押しつけるといふことは、これはかえつて弊害があると思ひます。いままでの開発途上国との条約等を勘案しながら、できるだけわが国についても企業の負担が二重にならないやうな限度で話し合ひを進めていけば、近い機会に合意が成立し得るのではないかと、かような考え方で進めておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 もう十一時半という時間の制限で大体時間が来たんですけれども、もうちょっとお伺ひしたいのは、これから日本経済も非常に発展をして、特に外貨準備も三十億ドルの大台に乗せておる、それをもう越えておるといふやうな現状から、外貨積み増しがあまりにも急速で急テンポだといふことになると、またいろいろ諸外国との関連においてももちろんぐあい悪い面も出てくるというやうなことから、今後やはり後進国、開発途上国等に対する援助といふものなんか非常に強く言われておるし、すでにもうシドニーの会議においても、福田大蔵大臣も数年間において倍額援助額を増大するといふやうな気前のいい、大みえを切つておられるわけ。そういう形を通じて非常に多くの国との経済交流といふものが、さらにまた資本の進出といふものになることは当然考えられるわけであり。大抵租税条約をそ

ういう中で、さらに貿易の拡大、発展といふやうなことでの交流といふものを含め、資本の交流も含めて——交流といふよりもあるいは一方的に出すほうが多い事態になるかもしれないけれども、そういうやうなことになる、やはりこういう問題についての租税の取り扱いに関する二国間の協定といふものが非常に多くなるだらうと思ひます。

大抵そういうやうなことを考えてどのくらい——いま十七カ国くらい、今度外務委員会にかつた二国を含めて十九カ国といふことでありますが、これはどの程度までいったら、交流のあるところは大体全部結ばなければならぬのか、そういう点はどのように考えられておるのでございします。

○吉國(二)政府委員 この条約締結の必要性という点は、御指摘のとおり経済交流がある限りはできるだけやつたほうがいいといふ問題もございしますが、これも相手国の租税制度いかににかつておるわけでございます。たとえば相手国の租税制度自体が、所得税あるいは法人税といふやうな所得課税を中心にしていないやうなところでございますと、あまり租税条約の効果がないわけでございます。

そういう点から現在考えてまいりますと、ヨーロッパ諸国で重要な国として日本が今後早急に条約を進めなくてはならぬと考えられますのは、一つはスイスでございます。一つはオランダ。スイスは、御承知のとおり世界金融の中心地でもございしますし、借款その他の実行上これが必要なこともよくわかつておりますが、それだけに利子の制限税率等についてもまだ問題が残つておるといふやうなところがございします。オランダは、日本の経済進出の拠点のやうな立場に立つておるところでございしますから、こゝとも早急に条約の締結をすべきではないかと考えております。

東南アジアの諸国では、わが国と非常に経済交流の大きいフィリピン、それからただいまの韓国、台湾、インドネシア等がまだ条約締結に

至つておりませんが、この辺は今後も一番経済交流の大きいところだと考えられますので、これらの諸国とは現在もう接近を進めております。それぞれ何らかの意味で租税条約についての打診を行つたところがあり、さらに進んで内容的な討議をいたしたところもございしますが、これらについてはこの数年中にはぜひとも条約締結をはかる必要があるかと思ひます。

なお、将来の問題といたしまして、中南米諸国との間にさらに協定を進める必要があるかと思ひますが、中南米諸国が従来とつております条約等の形がOECD等と非常に違つております。そのために中南米諸国はほかの先進諸国ともなかなか条約が結びにくいようでございます。これも何らかの形で打開をはかつていつて、将来の日本の経済の発展といふものと合せていく必要があるかと思ひます。そういう意味ではこの数年かかると考えております。

○広瀬(秀)委員 最後に、これは銀行局、証券局両方に伺ひたいのですが、いま第二次までの資本取引の自由化措置をやられたわけですが、それと、しかし、もうすでに第三次の自由化の問題が非常に強い要請として各国から出されておるし、またそのことのメリット、デメリット等について、外資審議会等でも指摘をいたしまして、また、日本の企業なりあるいは政府なりでとるべき政策、態度といふやうなものについても指摘をされておるわけ。特に最近外人投資といふやうな問題、あるいは外貨の問題とも関連して、商社にインバクトロンのをどんどんとつてもいいといふやうなある程度柔軟な態度もとられるやうになつてきた。

そういうやうなことで、大蔵省所管の関係における資本取引の自由化に対する問題、たとえば外人投資の問題についてさらにどういふ態度をとるか。あるいは外資の日本に入つてくるものについて、特に金融機関といふやうなもの等が直接自由化の段階を迎えるといふやうなことだつてあり

て、今後条約が締結されて、外務委員会に当該条約案件がかかるならば、その際には必ず大蔵委員会に説明し、報告をする、こういうことを義務づけておいたほうがいいのではないかと、あるいは当然ではないかと思ひます。大臣おいでになりませんが、次官なりあるいは委員長、ひとつ委員会としてそういうことを、これは申し合わせになりませんか、きめておいたほうがいいのではないかと思ひます。

○渡辺(美)委員長代理 理事会にはかりまして……

○上村政府委員 いま只松先生から御指摘でございますが、大体そんなような慣行になつていくであらう、こういうふうな思ひます。

○只松委員 理事会におはかりになつてけつこうでございますけれども、私がいま言ったことをひとつ速記録でお調べいただいて、ぜひそういうふうにするようにしていただきたい。私たちが大蔵委員であらうとなかろうと、こういう法案は今後ずっと続くわけですから、ぜひそういうふうにお願ひしたいと思ひます。

それから、そういう手続問題を先にもう一つお伺ひしておきますが、そういうふうに一本化されてまいりますと、いわば固定税率といふことが、一〇%なら一〇%というきまつたものじゃなくて、多少幅のある、主税局長は受け皿と申しまして、たけれども、結局そういう税率といふものがここできめられていく。そうすると国内法における、これは国際的にも当然そうだと思いますが、租税法定主義、こういう面から見れば、一応それは受け皿としてきまつていくわけですから、法律のワケをはみ出すわけじゃないといへばそれまでですが、しかし、ほかの所得税や法人税みたいにきまつてきまつていくものから見れば、いささか片手落ちといひますか、問題が生じてくるだらう。これも順次聞きますが、外国商社等の税の徴税がきつめて甘い、こういうふうなことが実際はあるわけですか。その上にそういう幅を持たせるといふことになる、よけいいろいろの問題が出てくるのではないかと思ひますが、どうですか。

○吉國(二)政府委員 条約につきましては、わが国では条約の効力が発生すれば、それは国内法としての法律と同様の効果を持つという前提をとっております。したがって、受け皿と申しましたが、この条約特例法は、その条約に定められた確定税率……

〔私語する者あり〕

○吉國(二)政府委員 確定税率を前提にいたしまして、その確定税率が国内法上の適用税率となるように定めておりますが、条約とこの法律が一体になりまして、租税法主義の内容を満たしている、かように考えているわけでございます。

○只松委員 どうももうしるがやかましくて聞き取れなかつたのですが、いまちょっと言ひましたから、ついでに言つておきますが、いま税制の問題は非常に大衆化をしまひました。しかし、そういう中で、外国法人に対する課税というのはきつめて甘いといひますか、不十分といひますか、こういうふうにいわれてゐる。しかし、これは、日本国民とは違ひ、舶来専断の日本国民の甘い考え方、こういうことで表面上ほとんど問題になつたことはありせんね。私は前ちょっと一べん言つたことがあるような気がしますが、外国法人の日本国内における徴税、課税問題といふのは、それほど問題にならなかつた。しかし、専門家の間では、とにかくよくとつて、おれは外国商社だと言つてあれしたり、外国人だと言つて英語でも少し使つと、国税庁のほうでも、もういい、よくわかりましたというふうなことで、あまり厳重な調査をしない。これは定説になつておりますよ。何なら、専門家といへば税理士さんや何かにそう言つて聞いてごらんない。少し外国的なにおいさえすれば大体済む。だから、そういうことと関連して、私は頭に思い浮かべていまここで聞いているわけですが、そういう点は、いや内国法人と少しも変わらない、こういうことでございませうか。ほんとうは時間があれば、私はいつものよ

うに外国法人の調査官の数やら出張日数やら何やら全部お聞きをいたしまして、どの程度皆さん方が把握されているかひとつ聞きたいのですが、きょうはあとが詰まつていてあまり時間がないようですから、お答え方いかんによつては次回にまた聞きますけれども、簡単にその点を聞かせていただきたい。

○大島説明員 先ほど外国法人の数が七百あるといふことを申し上げたのでありますが、そのうち六百十二が東京局に集中いたしております。ほとんど圧倒的に東京といふことができるわけでございます。このような情勢に対処いたしまして、東京国税局の調査部のうちには、特に外国関係の課税調査を専門とする部門を設けまして、そこには英語のたんのうな者を置きまして、鋭意調査に当たつてゐるような状態でございまして、決して外国語が出てくると逃げ腰になるというふうな状態はないわけでございます。

ただ、外人課税と申しますと、たとえば非常に短期間の滞在者に対する把握が十分であるかといふようなことになつてまいりますと、事柄の性質上非常に困難な問題があるわけでございます。私もどもいたしまして、外人の課税に遺漏のないようにといふのは常に心がけておるところでございます。この配分につきましては、外国人課税、外国人調査の充実というふうなことも一つの柱として検討をしております。御指摘のような遺憾の点はないと思ひますが、さらに将来ともそのような事態がないように格段の努力をいたしたいと思ひます。

○只松委員 何人おいでになつて、たとえば東京都でいいますと、大体前は二五%くらいだったですか、四年に一べんくらいだったか、いま何年に一べんくらい商社を調べているのですか。

○大島説明員 調査官は、全国で人員にいたしまして、ざつと五十名くらいが外人関係の仕事に従事いたしております。ただ、地方局におきまして、その人員が必ずしも全期間を通じて外人調査に従事しているわけではございませんので、これを換算いたしますと、四十人くらいにならうかと思ひます。

それから調査のあれであります、外人商社の数が年々ふえておりますこと、それから中身が入れわかる場合が多いものですから、日本の法人のように安定して何年に一回といふことで算定するのはなかなか困難でございますけれども、感じ申しまして、おおむね四、五年に一回くらいといふところであらうかと思ひます。

○只松委員 一番最初申しましたように、きょうこの問題を詳しく論議しようとは思ひませんが、いまのことばの端々にもちよつと出ておるやうに、きつめてあまいですね。東京都内で法人の調査が二五%だったのは三、四年前の話で、いま大体三年に一べんくらいになつておるのです。それに対比して、外国法人は四、五年に一べん、こういうことだ。昔の内国法人よりもつと甘い、こういうことになるんですね。しかし、実際上は内国法人もそれは興つたりつづれたりいろいろしますけれども、夜逃げしたりよほどのことがない限り、そう行くえ不明はないのです。ところが、外国の場合は、けつこう移動するものが多いのです。したがって、四年たつていなくなれば、極端にいふならば一べんも課税されなかつた、そういうこともなきにしもあらず、こういうことになるわけですが、したがって、少なくとも外国商社は一年おきくらいにすべきだと私は思ひます。そういうことで、とにかく外国商社に対する税の調査、課税というものは甘いのです。だから、ひとつこの機会に、きょうは税制の問題じゃありませんけれども、日本国内の法人と同じように、もう少し厳正な調査をし課税をされることを希望をいたしておきます。

話は多少それましたけれども、事はどさやうに、外人関係といふのは国際的な関係もありましてなかなか微妙です、むずかしいわけですから、先ほど申しました一〇%から幅を持たせる課税、それからそれに対するいろいろな運営という

ものに對しては、慎重なことはもちろんでございますけれども、あまり国民の不平を買わないように十分ひとつ配慮もしていただきたい、このように思っています。

それから、今回こうやって一本化の法案を出されたわけでございますが、先ほど広瀬君も言いましたように、いま日本は一口でいえば中進国家だ、きわめて先進的な面もあるし、後進的な要素も含んでおる、こういうことをよくいわれるわけですが、これだけじゃありませんが、条約等を結ぶ場合に、日本の立場というものはきわめて微妙な面を持っておる。国際会議に出れば、後進的な面を主張して、いろいろ恩恵にあずかる。アジアに帰ってれば、アジアの先進国だと盟主みたいな顔をして、ひとつ日本についてこい、こういう顔もする。なかなか皆さん方の使い分けもむずかしいわけですね。

〔渡辺美〕委員長代理退席、委員長着席

当然にこの条約の場合も、OECDのモデル条約云々と、こういうことになっておりますが、具体的にその国と締結する場合にはなかなか問題が生じてくるわけです。ただ、一般的にいって、今後後進国家とのこういう条約の締結というものが多くなるのじゃないか、いわば日本が先進的な立場に立つ条約の締結というものは多くなると思うのですが、その見通しなり、あるいはそういう面に対するお考えというものを伺いたい。

○吉國(二)政府委員 御指摘のように、現在までに主要な先進国とは条約の締結を進めてまいりました。むしろ今後は開発途上国を中心にした租税条約のほうに移らざるを得ないと思えます。ただ、この点で御指摘がございましたように、開発途上国はそれぞれの問題をかかえておりますので、従来先進諸国間、つまり同程度の経済条件にある国々の条約を前提としてつくりましたOECDのモデル条約では対処できない面が各国とも生じてきております。昨年国連の経済社会理事会でこの問題を取り上げまして、OECDのモデル

条約に相当するような開発途上国間との条約のモデルを検討したかどうかという会議がございました。はたせるかな、その会議では両者間の意見がなかなかまとまりませんでした、結局問題点を指摘したにとどまってしまうんですが、今後その問題が継続していくと思えます。もちろんその租税条約は、それぞれの国の歳入というものの問題になることではございますけれども、事業を行う企業者というものが涉外関係で重い負担を負うために経済交流が妨げられるというのを防ぐというのが第一義だと思えます。そういう意味では開発途上国が条約締結によって歳入を失うにいたしましたも、それを補うに十分な経済発展というものが、それを通じて起こってくるというところに利便を見出すべきものではございますけれども、その点は理解しながらも、やはりそれぞれの国の条件から申しますと、歳入をできるだけ得たい。それは逆に申しますと、租税条約を通じて、いわば先進国が一部歳入を譲るようなことにもなるわけでございますから、先進諸国間でもお互いにそれを競い合ってしまうことになりまして、全体を通じた租税のあり方がくずれるということもございまして、確かに各国が集まって一つのモデルをつくるということは、非常にいいことだと思えますけれども、そのモデルを持っておりまして、なかなか条約が進みませんので、やはり各国がそれぞれやっております方向を見ながら、開発途上国に対する条約のあり方というものをある程度統一的に考えまして、それによって交渉を進めていきたい、かように思っております。

いままでは、わが国では開発途上国とかなり多くの条約を結んでおりますが、そういう意味では開発途上国に共通の一つのタイプが漸次で上がっております。それをあまり逸脱しない線で、条約締結の意義を強調しながら、条約の交渉を進めていくことが必要かと考えておるわけでございます。

○只松委員 いま言いましたようなことは、アメリカに對しては日本が有利といいますが、有利な

立場をいままではうまくやってきた。しかし、後進国中心の条約体制に移っていきますと、これはアメリカに對しても、必ずしも有利ではない。それから後進国家に對しても、必ずしも有利ではない。したがって、その対立点が生じて、どこでトラブルが続いておられますか、やはりこういう状態が、アジア各国とも具体的に交渉を進めていく上に出てくるであろう、一般的ないまのようなモデル条約ではどうにもならない、こういうことになる。それから先ほど私が言ったように、条約そのものは外務委員会にかかって、実質上そういう問題を審議する。しかも一〇%の幅をこえてある程度きめてしまつて、いわばあなた方がかつてにいつては何ですが、行政機関だけで実質処理をしていくというのは、直接国内法や税のように目に見えるものではないから、国民は関心が薄いし、あるいは目が届かないかもしれぬけれども、しかし利益としてはやはり重要な関係を持つてくると思う。

そういう問題を含んでおるので、手続問題を若干初めにお聞きしたわけですが、いまの幾つかのトラブルを起こしておる国家の状況を御報告願つて、その上で――そういうものは今後出てくるだろうと思ひますが、そういう予測についてひとつお話を伺つておきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 先ほど広瀬委員の御質問の中で韓国について申し上げましたが、韓国におきましては、従来経済交流が始まりましたから租税関係がどうなるかということがあいまいでございまして、三十九年に初めて遡及課税を行なうということが起こつてまいりました。そのために非常に混乱を起しました。もちろん課税の内容にも、私どもが見ましても問題があるかという点もございまして、租税関係が不明確であるという点が一番通商を行なつていく上には問題があるわけでございますので、その点を中心にして、具体的な課税問題については大使館等を通じて折衝いたし、また、それらの制度を安定させるためには

条約を締結するということがどうしても必要だという点から、条約交渉を進めてきたような次第でございます。

同じようなことが実はフィリピンにも起こつておりまして、フィリピンにおきましても、国際運輸課税、船舶輸送による所得の課税問題、それから商社の課税問題につきまして基盤が統一していないという点で不安定がございまして、そういう面からフィリピンとも条約交渉を進めて、それを通じて問題点を明らかにしながら、実際の課税問題についても具体的な解決がはかれるような方向で交渉を進めております。

インドネシアが昨年、従来課税をしていなかったのを適度として課税する問題がまた起こつてまいりました。インドネシアの税制は一定の認定でできるような税制でございまして、その認定率等についてやはり問題があるというところから、これも大使館を中心にして交渉いたしました結果、かなり満足すべき結果が出たわけでございますけれども、しかし、これが永続する可能性というものがまだないわけで、またいつひっくり返るかもわからないというところで依然として不安がございまして、そういう不安をどうしても条約を締結しないと払拭できませんので、いろいろ困難な問題がございまして、できるだけ交渉に導いていくという努力をしていかなければならないのではないかと思います。

いまとところ、これらの国々で具体的な課税問題については、一応の安定は得てまいっております。しかし、いずれの国も国内情勢というものが、かなりいろいろな問題がございまして、いつ何ときこれがまたくつがかわるかもしれないということを考えると、いま申しましたように、条約締結という方向をできるだけ早くとりたいというところで努力をいたしておるわけでございまして。

○只松委員 資本主義国家間との、あるいはそこの中における個々の会社、これとはいままでの、いわばOECDのモデル条約の形で何とかやっ

けはせぬか。しかし、社会主義国家間との間にも順次国際関係が深まる情勢になってきますね。ところが、社会主義国家は個人企業というものを直接認めておられないし、それから国内の税法のあり方というものは資本主義国家の税法、法人の利潤なんというものは認められないわけですから、社会主義国家間との、いまクレジットの長期資本の輸出、機械の長期の延べ払い程度ですけれども、もっと別な形には進んでいくだろうと思えますね。そういう場合には進んでいくという考えを持ってもらえるか、若干聞こうと思ったのですが、時間もなくなりましたから伺いませんが、われわれはそれに対する配慮をやはり十分しておく必要があるだろう、そのお考えだけをきょう聞いておきたいと思ひます。これは政務次官からでも……。

○上村政府委員 只松先生の御指摘のように、この租税条約の関係につきましては、相手国その他の税体系あるいは税のあり方というものが非常に大きな土台であることはそのとおりであります。けれども他面、いま御指摘のように一つの通商をする、要するに経済的交流をはかっているという面からいいますれば、これは租税条約というようなものが好ましい体制であるということも考えられますので、諸般の事情、すべての問題に十分対応し得るような姿勢のもとに常に準備を進めていくという体制でいきたいと思ひます。

○只松委員 時間がありませんので、きょうはこれで一応やめますが、最後にひとつ資料をお願いしたいと思ひます。

現在のおが国の海外投資、それから海外進出に対する各国別の状況といいますが、それを把握されている限りにおける資料をいただきたい。

○村井政府委員 どの程度国別に出来るか、地域別まではいまのところ自信はございませんが、なお国別までやれるかどうか、私たちがよくと念査いたしまして御連絡したいと思ひます。

○田中委員 田中昭二君。

○田中(昭)委員 この租税条約と国内の法令との

関連から、このたびの租税条約特例法はどういう目的でつくられたものか、それをまずお聞きしたいと思ひます。

○吉田(二)政府委員 一般的には条約は国内法と同一の効力を持ちますので、国内法と抵触した分は条約が優先して適用されるという意味では特別の法律を必要としないということになるわけでございます。世界各国でも条約をそのまま国内法として使っている国がたいていございます。ただ先ほども御説明いたしました、条約の中に確定的な税率を定めず、一定の税率以下に課税を制限するといった条項がございす場合には、その制限の範囲内で国内法としては幾らの税を課するかどうかということが明らかでないという点がございす。これを補足するために、条約の制限税率の範囲内において税率を定めるといふのがこの特例法の主たる目的でございます。先ほど申し上げました、たとえば制限税率であるという意味から申せば、国内法の税率がそれより高い限りにおいて、その制限税率が有効な税率になるという解釈をとっておる国もあるようでございます。わが国においてはその点法律で明らかにするほうがよいのではないかというところで、アメリカと条約を結びまして以来この形で個別に特例法をつくってまいりましたが、そういう性質でございすだけに、特例法の内容といたしましては形式から見るとほとんど同一でございまして、ただ税率だけがそれぞれ国との条約で異なっておるという結果になったわけでございます。

そこで、その基本的な条件としては、制限税率をそのまま国内法の率にするという基本原則が確立している限り、今回法律でいたしましたように、それぞれの条約に定められた税率を限度税率と定義をいたしまして、そして条約が締結されたならばそれに定められた限度税率をもって国内税法上の適用税率とするという一般的な法律をまてきめておけば、今後個別に法律は必要でなくなる、それで目的も十分達し得るし、税制の簡素化にも資し得るということになりましたので、従来

の特例法を全部統合いたしました一つの法律にいたしますとともに、今後締結されます条約はすべてこの特例法によって動いていくという形をとらしていただくように提案をいたしたわけでございます。

○田中(昭)委員 わが国の条約の締結方針ですが、その中で投資所得の制限税率が一五%とか一〇%というようなものをとっておりませんが、それはいろいろな国別にどういふふうなバラエティーになっておるか、その内容をお聞きしたい。

○吉田(二)政府委員 この一五%、一〇%と申しますのは、一般の配当についての一五%はOECDのモデルにある税率でございます。親会社間の税率といたしましてはOECDでは五%にしておりませんが、わが国ではこの点を一〇%というところで留保いたしております。それは一つは、わが国では御承知のように配当には軽減税率を使っております関係で、五%にしてしましますと、源泉徴収税率と法人税率を合わせた課税率が一般の法人税率より低くなります。そういたしますと、支店を出した場合に比べて子会社を出した場合のほうが有利になってしまいうという結果が出てまいりますので、そこで留保をして一〇%という課税率にいたしておるわけでございます。先進国との間の条約はこの一〇%、一五%ではば一貫をいたしております。開発途上国との関係では、たとえばパキスタン、インド等におきましては制限税率の規定を設けませんが、それと国内法とを比べると、これは先方がどうしても制限税率に応じないというような事情もございすし、そういうことで制限税率を置いておけません。それからブラジル、セイロン、シンガポール、マラヤは同様一五%、一〇%という数字で進んでおります。

それから、利子につきましては大体一〇%で統一をいたしておりますが、カナダが古い条約でございすので、当時日本が一五%を主張していたところの一五%という税率を使っております。これはいづれ改定をしなければならぬと思っております。

ます。それからパキスタンは利子については制限税率を非常にきついています。そういうことで三〇%という税率を使っております。それからインド、シンガポール、ニュージランド、タイ、マラヤ、セイロン、これらはいずれも制限税率を使用することに同意がございせん。これについては制限税率を設けずに、それぞれ国内法どおりの課税ということになっております。

それからロイアルティイにつきましては、これはOECDのモデル条約では居住地国課税ということで源泉課税はゼロというたてまえてございす。一応一〇%という線で進んでおります。先進国との間はいずれも一〇%でございす。カナダだけは五%、それから開発途上国のはうは、むしろ日本から技術を導入するという点を考えて、パキスタン、シンガポール、マラヤ等は免税というたてまえてございす。それからインド、ニュージランド等は制限税率を置かない、国内法どおりということになっております。

これを通じて申しますと、開発途上国についてはそれぞれ国の実情に応じてかなりの差がございす。先進諸国に対してはほぼ同じ、一般配当については一五%、親会社の場合に一〇%、利子、ロイアルティイについては一〇%ということ。従来は一貫してまいりました。ただ将来の問題といたしましては、ロイアルティイについてはOECDのモデル条約でゼロといたしてはすまいし、利子についてもかなり低い税率を使っている国が多くなってまいりました。将来の問題として日本の今後の技術導入あるいは技術輸出等を考えますと、今後の政策としてこのままでいいかどうかは一つの問題だ、かように考えております。

○田中(昭)委員 この条約を結んでおります国が十七カ国ですが、これに新しいものを入れると二十一カ国になると聞いておりますが、いま先進国と開発途上国との間、制限税率にそういう差がある。その差を設けた理由、それをもう少しわかり

やすく具体的に——いまお話しの中にはカナダなんかも入っておりますが、そういうものに對してはどういうふうになって、具体的に開港途上國に對しては、向こうの事情があるからこう、わが國においてはこうだからこうなんだ、その点だけでございますから、少し……

○吉國(二)政府委員 一般的に申しまして、各國とも同じような立場をとっておりますが、國內の法人、つまり自國の法人あるいは自國居住者については、國內、國外を問わず全所得について課税をするというたてまえです。それから外國の居住者、つまり自國の國に對しては非居住者の場合には、その自國內における活動から生じた所得については課税をする、部分課税をする、こういうたてまえであるわけでございます。その國がお互いに交流をする、そこに二重課税が起こる。その二重課税を排除していくにつきましては、同じような經濟條件の國であれば、極端なことをいえば、居住地主義で一貫すればそれで済むわけですが、一つのやり方として、そういう行き方は、お互いに合意ができれば、お互いに本店主義で取り合おうじゃないかということになれば、これは問題は解決してしまふ。しかし、やはり自分の國の施設を使つておるということを得を受けておる場合に、それを非課税にするというのもおかしいということから、今度これはできるだけ所得源泉というものを制限して、明確な源泉のあるところについては源泉國が優先する。しかし、その源泉の範圍をできるだけ制限して、その制限をした外のものについては居住地主義で課税をするというやり方が、いわばOECDの考え方でございます。その源泉があるもので、源泉地國が優先して課税する場合でも、できるだけ二重課税を排除する意味で源泉地の課税は低く押えるという考え方が、おそらくOECDのモデル條約の基本になつてゐる。ところが開港途上國では、その國の主要な所得の一部に海外からの事業の所得というものがある、それが入つてゐるという事情がございます。したがつて、その所得源泉について相当重

く課税しなければ自國の歳入に相当な欠陥が生ずるという事情がございますので、そういう國では、たとえ二重課税が起きてても自分のところはできるだけ課税を留保したいという強い欲求がございます。そのために、たとえばいまの投資所得などについては、結局においては投資所得に高く課税をいたしますと、力関係で利子率が高くなつてしまふとかあるいはロイヤルティーの価格が高くなつてしまふという結果で國內の經濟にはね返りが起こるかもしれないけれども、それでも國內の財政収入としてはそのほうが有利であるという判断から、どうしても軽減税率に對して同意しないという傾向が出るわけでありまして、それが反映いたしまして、開港途上國では投資所得に對する制限税率には、一般的にかなり重い國內税率を課しておりますが、これについては軽減税率を設けるというところが一般的でございます。これがいわば開港途上國との條約で先進國と非常に違つた形をとつてしまふ原因だと私も思つております。

○田中(昭)委員 なかなかむずかしくてよくわかりにくいのですが、いわゆる制限税率一五%、一〇%以上としてゐる國、そこを、あとで資料でもいいですから出していただいて、それにちよつと説明を加えていただきたい、こう思つております。

次は、いまの配當の場合の一五%と親子間の一〇%という税率ですが、これはどうも企業だけ優遇してゐるようには私は感ずるのですが、そういうことはございせんか。

○吉國(二)政府委員 これは配當については一般的には一五%でございますけれども、親子会社間については特殊な配慮が必要なのでございまして、つまり子会社をつくるか、支店を出させるかというの、これはそれぞれの企業の考え方によつて違ふわけでございますが、その場合に、子会社を出した場合の負担と支店を出した場合の負担が非常に違ふということになると、租税上の問題から子会社形態を選択することが多くなるとか、あるいは支店形態が多くなるとかということ

が起るわけですから、条約をつくり出す場合にも、その親子会社の關係については、支店との均衡をはかるような課税方式をとらなければならぬ。

【委員長退席、山下(元)委員長代理着席】
そこでOECDにおいても、親子間の会社について五%の軽減税率を使うのだというモデル條約をつくつたわけでありまして、それによつて、支店を出して直接法人税を課せられる場合と、法人税を課せられてそれを配當した場合、その配當にさらにかかる税率というものをできるだけ少なくして、支店間とのバランスをとらうとしております。ところがわが國の場合は、配當については軽減税率を使つておる。この軽減税率を使つておりますが、國內においては、そのかわりに従来認められていた配當控除を軽減税率に相當する分だけ縮減しておりますから、國內に配當する限りは実は特例でも何でもないのである、明かに法人税が低いつてしまふ配當については、明らかに法人税が低いわけでありまして、その法人税をいまの二六%にさらに五%程度の課税をしたのでは、支店を直接出してまいりまして日本の一般税率である三五%がかかる場合に比べますと、税金が安くなつてしまふ。したがつて親子会社に對しては、わがほうとしては、支店との均衡を考慮するという意味では、むしろOECDより重く一〇%の課税をしないと不均衡になるということで、一〇%の課税をしてゐるようなわけでございます。したがつて、一般の配當と親子間の会社の配當の課税の制限税率が違ふというのは、先ほど申したような支店との均衡という關係で出てまいります。わが國がそれがどうしても五%で困るといふ理由が、逆に今度は私どもの國の税率の特殊性といふことから出てきてゐるわけでありまして、かようなことになるわけでありまして。

○田中(昭)委員 わが國はOECDのモデル條約の制限税率に關してだいぶ留保した点があるようですね。その内容はどういふふうになっておるか

といふことが一点と、それからわが國が西歐諸國と同じくOECDの原則のつとめていくことが國際協調の実をあげるのじゃないか、このように思ふのですが、いかがでしょうか。

○吉國(二)政府委員 確かにOECDのモデル條約というのは各國が集まつてつくり出した條約でございますだけに、内容も一歩統一がとれておるといふ点は事実でございます。日本でも、このOECDモデル條約ができて以來、できるだけこれに近い形で條約をつくることはいつてゐる、OECDの考へて、その方向で進んでおりますが、OECDのモデル條約の前提としては、大體經濟條件が似通つた先進諸國間の條約を考へてゐるわけでございます。そういう意味でなお問題の点がございまして、わが國としても、留保してゐる点があるわけでありまして。

それは、一つはロイヤルティーにつきまして、先ほど申し上げましたように、モデル條約でゼロ、つまり居住地主國課税ということ、源泉地では課税をしないというたてまえをとつておりますが、わが國としてはこれはなおまだそこまでいき切れないといふことで留保いたしまして、一〇%という課税をなお現在各國間の條約で主張いたしておるわけでありまして、それから親子会社間の五%というのは、ただいま申し上げましたような理由で留保いたしまして一〇%ということをやつてゐるわけでございます。もちろん今後わが國の經濟の伸展状況によりましては、よりOECDの條約に近づくとことも考へられるわけでございます。いまのところは、大筋はOECD條約のつとめ、一部留保した部分についてはその特別の税率で條約を進めるといふことによつて交渉を進めております。

○田中(昭)委員 今度新しく條約を結ぶ六カ國ですが、これはどこのことですか。

○吉國(二)政府委員 現在條約を締結いたしました御承認を願つておりますのは、オーストラリア、イタリア、ベルギー、アラブ連合、この四カ國、それから、イギリスとインドにつきましては、從

来の条約を改定いたしましたして、今国会においては六カ国についての条約の御審議を願っている。六カ国でございます。

○田中(昭)委員 先ほどから問題になっておりますが、韓国との租税交渉ですけれども、これは二、三年前からいろいろ懸案になっております。このことについて、主税局長も何回も、前任の局長も行かれたようございますが、その行かれませんでした内容をお聞かせ願えればお願いしたいと思います。

○吉國(二)政府委員 現在進行中の条約でございますので、具体的には両国間に問題が起こるかとも思いますので、抽象的に申し上げますと、先ほど申し上げました後進国と申しますか開発途上国の共通の問題でございます歳入の確保という面が韓国では非常に強いという印象を受けております。特に韓国では法人税では、ある年度においては日本商社の課税額が二、三割にのぼるというような程度のウェイトを持っております。したがって、韓国としては国内法による課税というものを非常に大きく制限する条約には、なかなか同意がでないという事情がございます。韓国の国内法の形は、実は日本の国内法と非常によく似ております。わが国も、条約がなければ相当大幅な課税をやる体制になっているわけでございますが、それは国際的に見れば、その常識からいえば、少し幅が広過ぎるわけで、主要な諸国とは条約を結んでその幅を制限しているわけでございます。そういう意味から申しますと、韓国が国内法どおり課税をすればかなり重い課税になることは、これは事実でございます。しかし、それでは経済交流がうまくいかないと、結果においては、それを見込んだ取引というものが行なわれて、韓国国内の経済に対して、高いコストのものが入ってくるのではないかとこの点がございまして、そういう点からいろいろ相互に交渉をして理解を深めつつあるわけでございます。その点で両者の立場をできるだけ歩み寄らせて、少なくとも無条約の状態よりははるかにいいという結果を得るように

ということ、それではなければ条約を締結した意味が両方ございませぬから、そういう点で、むしろお互いの立場を明らかにするということになつてまいったのが、いままでの数回の交渉でございます。

で、かなりドラフト化も進んでまいりましたので、煮詰まった段階になっておりますが、いつ合意ができるかという点につきましては、私もまだいまいとのところ明確な見通しを持たずにおります。が、今月にもまたもう一回交渉をいたしたいというところで予定を進めている次第でございます。

○田中(昭)委員 これは韓国はお隣の国で、いろいろ経済交流もございまして問題があると思いますが、その問題を解決せんがために主税局長何回も行かれたわけですから、そういうことこそ私はある程度、こういう状況でございましてというようになことを、当委員会並びに理事会等でも話していただくことが、一つの認識を深めることになるんじゃないかと思う。これは参考までに申し上げるのです。

政務次官、この韓国に対する租税の問題ですが、見通しはむずかしいようでございますが、次官としての見通しをひとつ……

○上村政府委員 主税局長から、実は各先生方の御質問につきましていろいろとお答えをいたしております。なお、韓国の租税条約につきましては締結に際しましては、先生も御承知のとおり、できるだけ早目にできることなりたいという考えでございます。ところが、しかし、先ほど局長が申し上げておられますように、いろいろの問題が横たわっておりますので、こういう問題をも解決をしていく。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕それが次第に煮詰まっていっていつあるかと存じますが、これも、現在国家間でやっておりますことでもございまして、心がまえとしましては、先ほど局長が申しましたように、とにかく次第に煮詰めるものは煮詰まりつつあるが、しかし、いまいっこれが締結できるかというところはまだ申し上げ

る段階ではない、こういうふうに申し上げたいと思います。

○田中(昭)委員 次に、これは一般的な風評から申し上げるのでございますが、外国から見れば日本は、外国人が日本に来た場合には税金はないのとひとしいんだ、そういうような感覚であるとかそういう実態であるとかいうことを聞くのです。この租税条約と直接関係はございませんけれども、いわれる日本は無税国にひとしいということをお聞きしますが、これに対する見解をお聞きたいと思ひます。主税局長、国税庁のほうから……

○吉國(二)政府委員 私はよく聞くのは、香港は自由貿易国であつて、あそこでは何を買つても安いというところはよく聞きますが、日本がそうであるというのはいささか聞いたことがないのです。間接税等につきましては、御承知のとおり外国旅行者につきましては、旅行者免税という制度をつくりました。外国人の便宜のためにいろいろ免税ショップ等の承認もいたしております。そういう関係では、カメラを買うとかあるいは各種の物品税のついたところの物品を買うのに非常に便宜を与えておられることは事実でございますが、これは各国ともやっておることでございますので、おそらくそのことではないと思ひます。

外国人が来た場合の課税というのが、短期滞在者あるいは芸能人等についての課税問題について、あるいは言われているのかもしれないと思ひます。この短期滞在者につきましては、現在条約で一般的には百八十三日ルールというのがございまして、その百八十三日ルールの中では、短期滞在であれば課税しない。ただ芸能人に対しては、営業所得についてはこのルールは適用しないということになっておりますから、一応課税をすることにしたしておりますが、この芸能人が来る場合にもいろいろの形態がございまして、往復の旅費とかあるいは宿泊料を負担するだけだというようなことで課税にならないものもございまして、実際に課税した例も相当ございまして、私は必ずしも、日本が無税国という評判があることは聞いて

いないのでございまして、そういう点があれば大いに改めなければならぬと思つております。

○大島説明員 外人の調査につきましては、先ほど申し上げたところでございまして、東京局に専門の部門を設けて、課税に遺憾がないように鋭意努力しておるところでございます。法人につきましては、先ほど四、五年に一回の調査ということをお聞かせいたしました。実は外国法人の特色をいたしまして、休業の法人が非常に多いわけでございます。これは休業がはつきり定義づけられませんが、何割かというのをちょっと申し上げにくいのですが、感じでお許し願うとして、過半が休業ではないかと思ひます。そうすると形式的に見まして四、五年に一回ということとは、実質的に見ましてその半分以下、まあ二年に一回くらいという感じ、実質に動いている法人につきましては二年に一回という感じで調査をいたしております。また個人につきましては、給与所得者は別でございますが、営業所得については五割、その他事業につきましては二割という一般の日本人に比べてもかなり高い実調率を保持しているところでございます。

ただ御指摘のように、あるいは外人課税の本質をいたしまして、短期の滞在者あるいはほんとうの不良外人というふうなものにつきましては、課税、これはなかなか実行しむずかしい面がございまして、それでこれも先ほど申し上げたのですが、調査官がごとき三十名ほど増員になりました。あつちにもこっちにも振り向けたところはたくさんあるわけでございまして、ただいま検討中でございまして、外国人関係も一つの振り向ける候補の一部門として考えておるところでございます。今後ともさらに遺憾のないように進めてまいりたいと思ひます。

○田中(昭)委員 いまの主税局長の言われたこともわかるのですけれども、主税局長も東京国税局長で第一線にいらしたのですからおわかりでしょうが、いろいろ陰で聞きますと、外国人の

日本の資産を所有している姿というのは大きいんじゃないですか。いま国税庁のほうからも説明がございましたが、これは休業しておると言いますが、休業しておるからあやしいのですよ。逆ですよ。法人でもそれは一べん休業してまた始めると新しくなるとか、そういう技術的な問題からいっても、そういう休業しておるようなやつが問題をかかえているんですね。私が一、二聞きましてところでも、これは相当な不良外人ということになるかもしれないが、相当の日本の資産を有しつつある。そういうことが国内の納税思想というふうなものと、それから先ほど言いましたような日本は無税国であるというふうなことも、それは局長御存じないと言われたけれども、それはそういうことを書いたものもございまして、よくそこは、ただ法律をつくるということだけの感覚じゃなくて、実際の法律が具体化されてどういう実態になっておるか、日本を守るというんですかそういう立場に立っても悪いところは正していかなければならぬじゃないか、こういうふうにも思うわけです。

一つお聞きしておきますが、わかりますかどうか知りませんが、大体日本におります外国人というのはどのくらいの国の人がいますか。それから外国人で一番大きい資産を所有しておるのはどのくらいのものなのか。それから先ほど国税庁のほうから発表になりました外国法人の問題にしろ、申告額とその調査した結果というものはわりあい少ないですね。そういうものではないのじゃないか、こう思うのです。国内の法人でも査察調査したものに比べては三倍も五倍も十倍にもなっておるような法人がたくさんある。そういうものと比較すれば外国法人は少ない。それは全体的な数字ですからそうかもしれない、極端な例をとれば中にはそういうものもあるかもしれないが、先ほど申し上げました外国人というのはどういふ国の人たちがおるか、それから所有資産が一番大きい人はどの程度持っておるか、わかりましたならお答え願いたい。

昭和四十四年五月二十三日印刷

昭和四十四年五月二十四日発行

○吉園(二)政府委員 一つ申し上げておきますが、この外国人課税と申します場合は、いわゆる条約あるいは国内法でもそうでございますけれども、外国法人または個人で申しますと、非居住者の課税の部分を外国人課税としておるわけでございます。そういう意味で数が限られておりますけれども、外国人が国内法人をつくる、あるいは居住者つまり一年以上住所を持っておることで仕事をしておる場合は一般の国内の法人であり、また国内の課税を全く全面的に受けるわけでございます。その点ではあるいは御指摘がありました外国人で税が抜けておるといふのも、むしろ国内法人になっておるものにあるのではないかと思います。最近の査察の状況等をあらに申しますと、いわゆるそういう意味の国内法人をつくっておる外国人については相当きびしい課税が行なわれていくことも、最近においてはあるということを御承知だと思ひます。そういう意味で外国人、いま国税庁から統計を申し上げると思ひますが、それは外国法人ないしは外国人である非居住者の数字を申し上げることになると思ひますから、あらかじめ……。

○大島説明員 御質問の第一点のどんな国の人がいるかということでございますが、この数字の性質を先に申し上げますと、これは税法上の居住者であるとかあるいは非居住者というふうな区分にかかわらず国籍についてとった統計でございます。ただ韓国人と台湾人につきましてはそのような統計をとっておりませんので、除外したところで申し上げますと思ひます。

そこで、昭和四十二年分の所得税につきまして申告書を提出しました者でございますが、これが四千九百六十八名おまして、そのうち二千五百六十九名がアメリカでございます。ちょうど約半分になるわけです。それからその次がイギリスで五百八十一名、次がインドの三百二十六名、ドイツの二百七十二名というふうなところがおもだったところになっております。それから、次にこれを法人関係について見ますと、これは外国法人が

七百二ございまして、そのうちアメリカが三百六十三、五一%になっております。それから香港が八十、イギリスが六十六というのがおもだったところでありまして。

それから、第二点のどのくらいのものが最高額かということにつきましては、ただいまちょっと資料を持っておりますのでお許しを願ひたいと思ひます。

○田中(昭)委員 それを資料を提出していただけますか、最高十位くらい……。

○大島説明員 個別の内容につきましては、公示の制度にひつかかっておるものはよろしゅうございましてけれども、その他のものにつきましてはやはり問題があるかと思ひます。公示の限度内に入っておりますかどうか、いまちょっと自信がございせんので……。

○田中(昭)委員 けっこうです。

○田中委員長 次回は、来たる二十日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

大蔵委員會議録第二十四号中正誤
ハシ 段行 誤 正
九三 七 ○長瀬政府委員 ○長橋政府委員

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局